

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成30年1月25日付け大福祉第3575号及び同年3月7日付け大福祉第4195号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った平成 29 年 10 月 26 日付け大福祉第 2510 号による不存在による非公開決定（以下「本件決定 1」という。）及び平成 29 年 11 月 13 日付け大福祉第 2713 号による部分公開決定（以下「本件決定 2」といい、「本件決定 1」とあわせて「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 本件決定 1

審査請求人は、心身障がい者リハビリテーションセンター（以下「リハセン」という。）の特定職員が出張した時の交通費請求に係る決裁文書のすべてを求める公開請求を行い、平成 29 年 10 月 2 日付け大福祉第 2160 号により部分公開決定（以下「別件決定」という。）を受けたが、別件決定により公開した公文書に平成 25 年 1 月分及び 2 月分等の「出張交通費請求明細書（近接地含む）」が含まれていなかったことから、平成 29 年 10 月 16 日に、実施機関に対し、「別件決定による公開資料には、『出張交通費請求明細書（近接地含む）』の平成 25 年 1 月分及び 2 月分等がない。これに係る 1 月分・2 月分及び平成 26 年 2 月分～ 7 月分の公開を求める。また、これに係る支出負担行為決議兼支出命令情報の決裁文書」という旨の公開請求（以下「本件請求 1」という。）を行った。

実施機関は、本件請求 1 にかかる公文書を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定 1 を行った。

記

特定職員がリハセンに所属していた期間の市内出張（近接地含む）にかかる交通費請求明細書については、別件決定により特定したものがすべてであることから、平成

25年1月、2月分と平成26年2月分、3月分、4月分、5月分、6月分、7月分の特定職員の出張交通費明細書（近接地含む）についてはそもそも作成又は取得しておらず、また、出張交通費明細書がないため、特定職員の出張旅費に係る当該月の支出負担行為を行っていないことから、当該公文書については、実際に存在しないため。

2 本件決定2

審査請求人は、平成29年10月30日に、実施機関に対し、「福祉局特定職員がリハセンに在職していた期間の市内出張に係る『市内出張命令申請一覧（CSV）』」を求める公開請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

実施機関は、本件請求2に係る公文書を「特定職員がリハセンに在籍していた際の市内出張命令（平成24年8月分から平成26年7月分）に係る記録（勤務情報システムより出力したもの）」と特定したうえで、職員番号を公開しない理由を次のとおり付して、条例第10条第1項に基づき、本件決定2を行った。

条例第7条第1号に該当

（説明）

職員番号については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年12月27日に本件決定1を不服として、平成30年1月9日に本件決定2を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、それぞれ審査請求（以下それぞれ「本件審査請求1」及び「本件審査請求2」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求1の趣旨及び理由

本件決定1の取消し及び新たな公開決定を求める。

本件決定1に係る決定通知書の「公開請求に係る公文書を保有していない理由」に「...平成25年1月、2月分...の特定職員の出張交通費明細書（近接地含む）についてはそもそも作成又は取得しておらず...当該月の支出負担行為を行っていない...」とある。しかし、平成29年11月13日付け大福祉第2715号で公開された「大阪市社会福祉審議会身体障がい者福祉専門分科会審査部会 平成25年2月議事録」において2月28日視覚等審査部会が開催されており、出席者：事務局2名（特定職員及び1名の氏名）とある。また、平成29年12月19日付け大福祉第3143号公開資料の「平成25年4月3日決裁の『大阪市社会福祉審議会専門分科会審査部会開催にかかる所要経費

の支出について』により、平成 25 年 2 月 28 日に視覚審査部会が A 病院で開催されていることが確認できる。

以上より、特定職員は平成 25 年 2 月 28 日に A 病院に出張しており、出張旅費が発生しており「平成 25 年 2 月分の支出負担行為を行っていない」としたのは誤りである。いずれにしても、公開文書間に整合性なく、誤りある決定（公開した文書含む）を取り消し、新たな決定を行う必要がある。

2 本件審査請求 2 の趣旨及び理由

市内出張命令(平成 25 年 1 月分)にある 1 月 15 日の B 病院への出張欄の削除又は、平成 25 年 1 月分出張交通費請求明細書(B 病院の最寄駅地下鉄 までの請求あるもの)の公開を求める。

市内出張命令(平成 29 年 11 月 13 日付け大福祉第 2713 号部分公開文書)で平成 25 年 1 月 15 日 B 病院へ出張している。だが、別件決定で平成 25 年 1 月分の出張交通費請求明細書は請求なく不存在としている。しかし、平成 24 年 10 月分では B 病院(最寄駅)を含む区間を請求している。つまり B 病院への出張は交通費の負担が生じることになる。

したがって、平成 25 年 1 月分出張交通費請求明細書が存在しないなら特定職員は、平成 25 年 1 月 15 日に B 病院に出張していないことになる。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求 1 について

(1) 本件請求 1 に係る経緯

審査請求人は平成 29 年 11 月 1 日に、「身体障害者手帳交付申請に係る審査部会(全障害)に関する議事録と審議要旨。ただし、福祉局保有分のすべて。」の情報公開請求を行い、これに対し実施機関は平成 29 年 11 月 13 日付け大福祉第 2715 号で平成 23 年 11 月分から平成 29 年 9 月分の大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会に係る議事録(議事要旨)を公開した。

また、審査請求人は平成 29 年 12 月 7 日に、「平成 29 年 11 月 13 日付け大福祉第 2715 号で公開された議事録に係り審査部会(視覚)が開催された場所が確認できる文書のすべて。ただし各開催ごとについて。」の情報公開請求を行い、これに対し実施機関は平成 29 年 12 月 19 日付けで審査部会(視覚)が開催された場所が確認できる決裁文書を部分公開決定した。

(2) 本件決定 1 を行った理由

審査請求人は、上記(1)の平成 29 年 11 月 13 日付け大福祉第 2715 号で公開決定した審査部会の議事録や、平成 29 年 12 月 19 日付け大福祉第 3143 号で部分公開決定した決裁文書より平成 25 年 2 月には視覚障がいに係る審査部会が A 病院で開催され特定職員が出席したことが確認できるため、出張交通費請求明細書を不存在とした本件決定 1 は誤りであると主張しているため、以下この点について説明する。

本件請求 1 に係る公文書が存在しないのは、特定職員は交通費の負担が生じてい

たが交通費の請求をしておらず、実際に交通費の支払いがなされていないためである。

なお、大情審答申第 446 号において、特定職員の平成 25 年 1 月の出張に係る交通費請求の記録文書について、特定職員の通勤経路により平成 25 年 1 月 15 日の出張にかかる交通費の負担は生じていないため、交通費に係る書類を作成しておらず、実際に存在しないことを理由に行った不公開による非公開決定は、妥当であると判断されている。

2 本件審査請求 2 について

審査請求人は、本件請求 2 に係る公文書に、特定職員が平成 25 年 1 月に B 病院へ、また、同年 2 月に A 病院へ出張を行った記録があるのにも関わらず、別件決定により公開された文書に特定職員の市内出張に係る交通費請求明細書(平成 25 年 1 月分及び 2 月分)がなかったことから、どちらか又は両方が改ざんされていると主張しているため、以下この点について説明する。

平成 25 年 1 月分の交通費請求明細書が存在していないのは、特定職員の通勤経路の関係上、交通費の負担が生じていなかったため特定職員が当該月の市内出張に係る交通費請求を行っていないためである。

また、平成 25 年 2 月分の交通費請求明細書が存在していないのは、特定職員は交通費の負担が生じていたが、交通費の請求をしておらず、実際に交通費の支払いがなされていないためである。

特定職員が平成 25 年 1 月及び 2 月に出張していることは事実であり、本件請求 2 に係る公文書が改ざんされているなどということはなく、本件決定 2 に誤りはない。

3 結論

以上のとおり、本件決定 1 及び本件決定 2 に係る実施機関の判断は、条例の趣旨を踏まえた公正かつ適正なものである。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

(1) 審査請求人は、特定職員は平成 25 年 2 月 28 日に B 病院に出張しているため平成 25 年 2 月分の出張交通費請求明細書(以下「本件文書 1」という。)は存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は、特定職員は平成 25 年 2 月 28 日に B 病院に出張しているが、本件文書 1 は存在しないとして争っている。

したがって、本件審査請求1の争点は、本件文書1の存否である。

(2) 審査請求人は、特定職員の平成25年1月分の市内出張命令申請一覧(CSV)(以下「本件文書2」という。)は、特定職員の同期間における出張交通費請求明細書が特定されていない別件決定と矛盾していることから、本件請求2に係る公文書の特定に誤りがあると主張しているのに対し、実施機関は、本件文書2を特定したことに誤りはないとして争っている。

したがって、本件審査請求2における争点は、本件文書2を特定したことの妥当性である。

3 本件文書1の存否について

本件文書1は、実施機関の職員が1か月間に行った出張に要した交通費を事後に請求する為に実施機関に提出する出張交通費請求明細書のうち、平成25年2月分の特定職員に係るものである。

実施機関によれば、市内出張命令に基づき出張を行った者は、出張交通費請求明細書を実施機関に提出することにより、出張交通費の支払いを受けるとのことである。

そこで、当審査会においてリハセンにおける平成25年2月分の出張交通費支払いに係る決裁文書を確認したところ、特定職員に係る出張交通費請求明細書は存在せず、また特定職員に対する支払いが行われていないことが認められた。

以上を踏まえると、実際に交通費の支払いがなされていないため、本件文書1は存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 本件文書2の特定の妥当性について

本件請求2にかかる公文書は、実施機関における勤怠を管理するシステムである「勤務情報システム」に記録されている特定職員の平成24年8月から平成26年7月までの市内出張命令申請と承認の結果を一覧形式で出力した文書であり、本件文書2はこのうち平成25年1月分の特定職員に係るものである。

当審査会において本件文書2を見分したところ、職員氏名、時間帯、出張先等が記載されていることが認められたことから、本件文書2は勤務情報システムの市内出張命令申請一覧を求める本件請求2の記載に合致するものであり、本件請求2に係る公文書として本件文書2を特定したとする実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点は認められない。

一方、審査請求人は、本件文書2に記載の平成25年1月15日の出張(以下「本件出張」という。)に係る出張交通費請求明細書が存在しないため特定職員は本件出張を行っていないはずであり、本件文書2の特定に誤りがあると主張するため、以下この点について検討する。

当審査会は、平成30年3月28日付け大情審第446号により、特定職員の本件出張に係る出張交通費請求明細が存在しないことについて、特定職員の通勤経路により本件出張にかかる交通費の負担が生じていないためである旨、判断済みである。

また、実施機関に確認したところ、審査請求人の障がい認定に関する対応経過を記載した「経過」との標題の文書にも本件出張に係る記載があり本件出張は事実である

とのことである。当審査会において、「経過」との標題の文書を見分したところ、本件出張に係る面談の内容等が記載されていることが認められる。

以上を踏まえると、本件文書2の特定に誤りがあるとの審査請求人の主張は認められない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 野田 崇、委員 重本 達哉

(参考) 答申に至る経過

平成29年度諮問受理第22号及び28号

年 月 日	経 過
平成30年1月25日	諮問書の受理(平成29年度諮問受理第22号)
平成30年3月7日	諮問書の受理(平成29年度諮問受理第28号)
平成30年11月14日	意見書の受理
平成31年2月12日	調査審議
平成31年3月26日	調査審議
令和元年5月30日	調査審議(審査請求人の口頭意見陳述)、審査請求人からの意見書の收受
令和元年6月27日	調査審議
令和元年11月15日	調査審議
令和元年12月20日	調査審議
令和2年2月6日	答申